

## 指定介護予防支援業務の一部委託の承認について

### 1 指定介護予防支援業務の一部委託の承認とは

介護保険認定者の要支援1、2の者のケアプランについては、地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業所に委託を行うことができるが、毎年度、委託先については市に申請書を提出し、適当な事業所については承認通知書を送付するとともに、地域包括支援センターに通知を行っている。

※関連規定：【熊本市地域包括支援センター運営協議会運営要綱第2条第3号】

支援センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定に関すること

### 2 課題

一度承認した事業所についても、毎年度申請・承認の手続きをしているため、事務的に煩雑になっている。

また、政令指定都市に移行後、居宅介護支援事業所の指定・変更・更新等の手続きは、県から本市に権限移譲されていることから、事業所の要件は当課において把握できる状況にある。

### 3 今後について

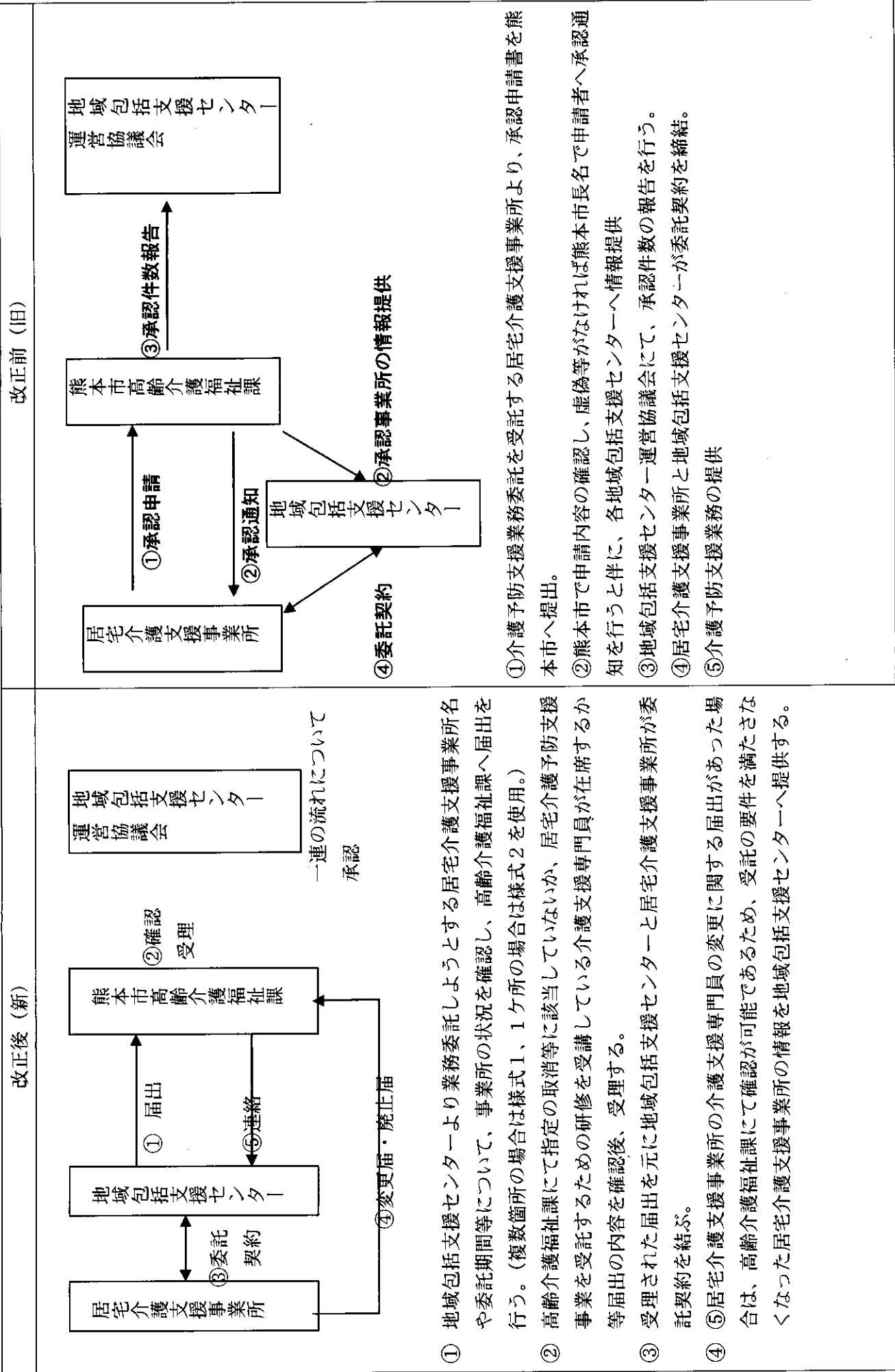
毎年の承認申請制から地域包括支援センターからの届出制への変更を行う。

(参考資料1-1、1-2)



指定予防介護支援業務委託の流れ

参考資料 1-1





## 熊本市介護予防支援業務委託届出書（案）

平成 年 月 日

(あて先) 熊本市長様

(届出者)

所在地

名称

印

事業者番号

管理者氏名

介護保険法第115条の23条第3項の規定により、指定介護予防支援業務の一部を委託する指定  
居宅介護支援事業所について、介護保険法施行規則第140条の35第1項の規定により、下記のと  
おり届け出ます。

	事業所 所在地	事業所名称 住所	事業所番号 電話番号	委託期間	介護予防ケアマネジメント 研修受講者名
1	□圏域内			平成 年 月 日～	
	□市外				
2	□圏域内			平成 年 月 日～	
	□市外				
3	□圏域内			平成 年 月 日～	
	□市外				
4	□圏域内			平成 年 月 日～	
	□市外				
5	□圏域内			平成 年 月 日～	
	□市外				
6	□圏域内			平成 年 月 日～	
	□市外				
7	□圏域内			平成 年 月 日～	
	□市外				
8	□圏域内			平成 年 月 日～	
	□市外				
9	□圏域内			平成 年 月 日～	
	□市外				
10	□圏域内			平成 年 月 日～	
	□市外				



## 熊本市介護予防支援業務委託届出書（案）

平成 年 月 日

(あて先) 熊本市長様

法人所在地

法人名

代表者氏名

印

介護保険法第115条の23条第3項の規定により、指定介護予防支援業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業所について、介護保険法施行規則第140条の35第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 【居宅介護支援事業者情報】

事業者番号											
名称											
所在地	〒										
連絡先	TEL: FAX:										
管理者名											
委託期間	平成 年 月 日～										

## 【介護支援専門員の状況】

介護予防 ケアマネジメント 研修 受講者	受講者名	介護支援専門員登録番号	受講年度	受講都市
			年度	

